

「Foodlive サービス」サプライヤー出店規約

「Foodlive サービス」サプライヤー出店規約（以下「本規約」といいます）は、伊藤忠食品株式会社（以下「当社」といいます）が提供する本サービスのご利用に適用されます。出店希望者（第2条第1項に定義します）は、本規約に同意いただいた上で、当社との間で出店契約（以下「本契約」といいます）を締結する必要があります。本契約を締結した場合、当社は、出店希望者が本規約に同意されたものとみなします。なお、本規約のほか、当社が本規約に基づき定める運用ガイドライン、特別ルールおよび個別提示する利用条件（以下「ガイドライン等」といいます）についても、本規約の一部を構成し、ガイドライン等に違反した場合も、本規約に違反したものとみなします。

第1条（定義）

1. 本規約において、次の用語は、次の各号にそれぞれ定める意味で用いるものとします。
 - (1) 「本サービス」とは、当社の提供する事業者間インターネット通信販売サービス「Foodlive サービス」（以下「Foodlive」といいます）において、第5条第1項に定める機能を利用し、サプライヤーが売主としてバイヤーと取引することを可能にするサービスをいいます。
 - (2) 「サプライヤー」とは、第2条の定めに従い Foodlive で売場の出店を申し込み、当社との間で本契約が成立した者で、売場上で商品を販売する者をいいます。
 - (3) 「バイヤー」とは、売場で商品を購入する者をいいます。
 - (4) 「売場」とは、Foodlive 上でサプライヤーが商品をバイヤーに対して提供する仮想店舗をいいます。
 - (5) 「売買契約」とは、売場においてサプライヤー・バイヤー間で締結する、商品の売買契約のことをいいます。
 - (6) 「出品」とは、サプライヤーが本サービスを利用して売場に商品の情報を掲載することをいいます。
 - (7) 「商品」とは、サプライヤーが売場でバイヤーに販売する物品（第7条（本サービス利用の遵守事項）第1号に掲げる物品に限ります）をいいます。
 - (8) 「注文」とは、バイヤーが売場で商品の購入の申込みを行うことをいいます。
 - (9) 「注文額」とは、注文された商品の販売価格をいい、送料ならびに販売価格に賦課される消費税および地方消費税を含まないものをいいます。
 - (10) 「注文総額」とは、注文額、送料ならびに注文額に賦課される消費税および地方消費税を含む金額をいいます。
 - (11) 「販売額」とは、サプライヤーから納品された商品の販売価格をいい、送料ならびに販売価格に賦課される消費税及び地方消費税を含まないものをいいます。
 - (12) 「販売総額」とは、販売額、送料ならびに販売額に賦課される消費税及び地方消費税を含む金額をいいます。
 - (13) 「サプライヤー情報」とは、商品に関する情報、商品の販売条件、サプライヤーの氏名、通信販売業務責任者の氏名など、サプライヤーが売場に掲載するすべての情報（売場に掲載する著作物を含みます）をいいます。
 - (14) 「注文情報」とは、売場にて商品を注文したバイヤーの名称、住所、メールアドレスを含む支払情報、注文し

た商品の名称、数量、商品発送先住所、受取人氏名など、注文に関するすべての情報をいいます。

(15)「商品販売情報」とは、サプライヤー情報、注文情報ならびにバイヤーの商品に関するクリックデータおよびアクセスログ等をいいます。

(16)「個人情報」とは、「個人情報の保護に関する法律」および関連法令（ガイドライン等を含みます）に定める個人情報ならびにメールアドレス、通信ログおよびクッキー情報等をいいます。

2. 本規約において、各条の見出しは便宜上のものであって、本規約の解釈に影響を及ぼさないものとします。
3. 条項の引用は、特段の記載のない限り、本規約の条項を指すものとします。

第2条（本契約の成立および出店審査）

1. 本サービスを利用して Foodlive への売場の出店を希望する者（以下「出店希望者」といいます）は、本規約に同意の上、以下の情報を会員登録画面から入力して出店を申し込むものとし、当社は所定の審査（当社がサプライヤーに対して、サービス利用料（第11条に定めます）を株式会社ラクーンフィナンシャル（以下「ラクーン」といいます）が提供する「Paid」を利用して支払うことを指定したときは、ラクーンが行う審査を含みます）を行うものとし、
 - (1) 会社名
 - (2) 店名
 - (3) 所在地
 - (4) 出品予定の商品
 - (5) 通信販売業務責任者の氏名、電子メールアドレス、電話番号その他当社所定の事項
 - (6) 決済手段
 - (7) 酒類販売免許の有無
 - (8) プライバシーポリシー
 - (9) 返品、キャンセルポリシー
 - (10) その他上記に付帯関連する事項および当社が必要と判断し任意に追加・変更する各事項
2. 出店希望者は、前項の申込み時における当社所定の届出事項が正確かつ最新の情報であることを保証するものとします。
3. 出店希望者は、第1項第8号のプライバシーポリシーを準備できない場合、当社が別途定める汎用プライバシーポリシーを売場に掲載するものとし、汎用プライバシーポリシーおよび第19条に従い、注文情報およびバイヤーの個人情報を取り扱うものとします。
4. 当社は、当社の基準に従って、出店希望者の出店の可否を審査、判断し、当社が出店を認める場合には、その旨を出店希望者に通知し、この通知により、当社と出店希望者との間で本契約が成立します。
5. 当社は、本契約成立後、すみやかに売場の出店・運営に必要なIDおよびパスワードを発行し、サプライヤーはこ

れらをすべて受領したときから売場の出店・運営ができるものとします。

6. 当社は、サプライヤーが次の各号のいずれかに該当する場合、出店を認めないことがあります。また、本契約成立後であっても、当社はその承認を取り消すことがあります。出店希望者は、当社による審査の結果について異議なく承諾するものとします。
 - (1) 出店希望者が日本国内に所在する法人でない場合
 - (2) 出店する商品が不相当と判断される場合
 - (3) 当社所定の方法によらず申込みを行った場合
 - (4) 申込時に届け出た電子メールアドレス宛にメールが送信できない場合
 - (5) 出店希望者が、過去に本規約違反等に基づき当社から本サービスの停止、休店および本契約の解除の処分を受けたことがある場合
 - (6) 出店希望者が、既にサプライヤーである場合
 - (7) 出店希望者が第22条第1項・第2項または第36条第2項に定める事由のいずれかに該当する場合
 - (8) サービス利用料の支払いに時に利用するラクーンのPaidの審査に落ちた場合
 - (9) その他当社が不相当と判断した場合

第3条（IDの管理）

1. サプライヤーは、IDおよびパスワードを第33条（秘密保持）第1項に定める秘密情報として管理し、第24条（委託）第1項の委託先以外の第三者にその内容を開示し、または利用させてはなりません。
2. IDおよびパスワードの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害の責任は、サプライヤー自身が負うものとし、当社は一切の責任を負いません。
3. IDおよびパスワードを用いて行われたすべての行為は、IDおよびパスワードの発行を受けたサプライヤーによるものとみなします。
4. サプライヤーは、IDおよびパスワードが盗まれたり、第三者に使用されていることが判明した場合には、直ちにその旨を当社に通知するとともに、当社からの指示に従うものとします。
5. 当社は、ID・パスワードのセキュリティが確保できていないおそれがあると判断した場合、当該ID・パスワードを削除・変更するなど必要な措置をとることができるものとします。当該措置によってサプライヤーが売場を運営できない期間があった場合でも、当社はサプライヤーに対し一切の責任を負わないものとします。

第4条（届け出および当社からの通知）

1. サプライヤーは、当社に届け出た事項に変更がある場合、直ちに当社に届け出るものとします。当該変更の届け出をしなかったことにより、サプライヤーに生じた損害は、サプライヤーが負担するものとします。

2. 当社からサプライヤーへの通知・連絡等は、当社が別途定める場合を除き、Foodlive 上に掲載する方法または電子メールで行うものとし、当該掲載または電子メールの発信をもって当社からの通知が完了したものとみなします。

第5条（本サービスの提供）

1. 当社がサプライヤーに提供する本サービスは、次のとおりとします。
 - (1) 受注管理機能
 - (2) 在庫管理機能
 - (3) 代金請求データ転送機能
 - (4) 商品検索機能
 - (5) 商品情報提供機能
 - (6) その他上記に付帯関連する機能およびこれ等に関連して当社が任意に追加・変更する機能
2. 当社は、ガイドライン等により、本サービスを提供するために必要なシステム等の利用環境を指定します。サプライヤーは、当該利用環境に応じて、本サービスの一部が利用できない場合があることをあらかじめ承諾するものとします。
3. サプライヤーは、本サービスを利用する場合、その利用に必要な範囲で、当社所定の方法で、本サービスを利用するものとします。サプライヤーは、本サービスを利用するのに必要な機器、ソフトウェア等の利用環境を自らの費用と責任において準備し、本サービスを利用するものとします。
4. 当社は、バイヤーが商品の注文を検討する際の参考になると当社が判断した情報または機能（当社または第三者の商品の案内を含みますが、これに限りません）を売場に付加することができるものとします。

第6条（本サービスの利用）

1. サプライヤーは、本規約に定める条件に従い、本サービスを利用することができるものとします。
2. サプライヤーは、前項に基づき利用を許諾された本サービスを、サプライヤーの売場の運営以外の目的に使用してはならず、また、当社の事前の書面による承諾なく、第24条（委託）第1項に定める委託先以外の第三者に許諾してはならず、それらの権利を第三者（当該委託先を含みます）に譲渡し、担保に供してはならず、その他いかなる処分もしてはならないものとします。
3. 本契約は、本条第1項に定める場合を除き、当社が権利を有する著作権、商標権、意匠権、特許権その他の知的財産権に関する利用もしくは使用の権利を、サプライヤーに許諾するものではありません。

第7条（本サービス利用の遵守事項）

サプライヤーは、本サービスの利用にあたり、以下の各号に定める事項を遵守します。

- (1) サプライヤーが売場を通じてバイヤーに販売する商品は、酒類・食品およびその調理、加工または保存に用いる用具および用品に限ること。
- (2) インターネット上で当社と必要な諸データの受渡しができるシステム環境を有しており、これを維持すること。
- (3) 売場を通じて提供した商品に関する配送およびアフターサービスの体制が整っており、これを維持すること。
- (4) サプライヤーは、善良なる管理者の注意をもって本サービスを利用すること。サプライヤーは、本サービスの利用の結果について、すべて責任を負い、また、サプライヤーの不適切な操作の結果、本サービスが停止または毀損した場合、サプライヤーは当社が被った損害を賠償すること。
- (5) サプライヤーは、本サービスを以下の各号のほか、当社が不適当とみなした目的、方法または態様で利用してはならないこと。
 - (イ) 売場に商品を出品し、バイヤーと売買契約を締結する以外の目的
 - (ロ) バイヤーまたはサプライヤーが第三者との契約上の義務に違反する態様または社会通念に照らして正常でない態様により本サービスを利用すること
 - (ハ) 電子商取引によらない売買契約を締結する手段として本サービスを利用すること
- (6) サプライヤーは、本規約の他、特定商取引に関する法律、不当景品類及び不当表示防止法、個人情報保護に関する法律等関連法令、監督官庁のガイドライン、業界団体の定める自主基準および自主規制等（以下これらすべてを総称して「法令等」といいます）を遵守しなければならないこと。また、法令等に基づき商品を販売するために必要な許認可または届出を、自らの責任と費用で取得し、これを維持し、当該許認可を取得または届出を完了していることを適切に表示すること。
- (7) サプライヤーは、売場の更新を自ら行い、売場の内容を常に正確な内容に保つこと。

第8条（禁止行為）

1. サプライヤーは、本サービスを利用するにあたり、以下の行為を行わないものとします。
 - (1) 本サービスを不正の目的をもって利用すること。
 - (2) 第三者の著作権、特許権、商標権等の知的財産権その他の権利を侵害し、または侵害するおそれのある行為。
 - (3) 第三者に本サービスを利用させる行為。ただし、本規約において認められる場合を除きます。
 - (4) 法令等に違反し、または違反する疑いのある行為。
 - (5) 他者に対する差別を行い、または助長する行為。
 - (6) 第三者の名誉・信用を毀損する行為。
 - (7) 当社が定めた情報伝達手段以外の情報伝達。
 - (8) 詐欺その他の犯罪行為に該当し、または該当する疑いのある行為。
 - (9) 第三者になりまして本サービスを利用し、その他不正アクセス行為に該当する行為。
 - (10) 申込み、あるいはその変更の際に虚偽内容を届け出ること。

- (11) コンピュータウイルスその他の有害なコンピュータ・プログラム等を送信し、または掲載する行為。
 - (12) Foodlive の運営を妨害する行為。
 - (13) Foodlive および本サービスに関し利用し得る情報を改ざんする行為。
 - (14) 本サービスの利用に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為。
 - (15) 反社会的勢力であることを表示し、または反社会的勢力とのつながりを疑わせる内容の画像、文書等を送信し、または掲載する行為。
 - (16) 前各号の一つに該当し、または該当するおそれのある外部コンテンツへのリンクを設置する行為。
 - (17) Foodlive 外の店舗の宣伝、外部 WEB サイトへのハイパーリンク、電話・FAX・電子メールなどを利用した Foodlive 外取引についての優遇措置の表示その他の方法により、バイヤーを Foodlive 外の取引に誘引する行為。
 - (18) 本サービスを利用して作成された売場の全部または一部を当社の管理するサーバーおよび当社がシステム連携するサーバー以外のコンピュータや記録媒体に保存したり、Foodlive 以外で使用する行為。
 - (19) 本サービスで提供されるコンピュータ・プログラムを、複製、貸与または公衆送信したり、リバースエンジニアリング、逆アセンブルその他の方法でソースコードを解読する行為。
 - (20) その他当社が不適切と認めた行為。
2. 当社は、本サービスの利用に関して、サプライヤーの行為が第1項各号のいずれかに該当するものであること、もしくはサプライヤーの提供した情報が第1項各号のいずれかの行為に関連する情報であることを知った場合、事前にサプライヤーに通知することなく、本サービスの全部または一部の利用を停止し、または第1項各号に該当する行為に関連する情報を削除することができるものとします。
 3. 前項の当社の措置によりサプライヤーに生じた損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。バイヤーその他の第三者から損害賠償の請求または苦情の申し出があった場合は、サプライヤーがその責任と費用で対処するものとします。

第9条（サプライヤーの義務）

1. サプライヤーは、本規約に基づく取引によって知り得た注文情報を、バイヤーへの商品の提供および商品代金の決済の目的以外に利用してはならないものとします。
2. サプライヤーは、自己の売場の WEB ページにおいて、提供する商品の内容、販売価格、決済手段、商品の引渡期日、その他当社が定める事項を明確に表示するものとし、バイヤーに錯誤を生じさせてはならないものとします。
3. サプライヤーは、Foodlive 内において事業活動を行うにあたり、当社の指示に従い、売場の運営主体がサプライヤーである旨を売場の WEB ページに明記するものとし、売場の WEB ページに当社の名称を表示するなど当該事業に当社がかかわっていると第三者が誤解するおそれのある表示を一切行ってはならないものとします。
4. サプライヤーは、自らが選択可能と表示した決済手段から、バイヤーが任意の決済手段を選択したにもかかわらず

ず、正当な理由なく当該決済手段による取引を拒絶し、他の決済手段による取引を求め、または一方的に当該決済手段と異なる方法で決済しないものとします。

5. サプライヤーは、バイヤーから注文の通知を受領後すみやかに、バイヤーに対し注文に関する確認（注文を拒否する場合はその旨、確認を要する場合はその旨の通知を含みます）の通知を送付するものとします。なお、商品の在庫を確認し、受注が可能な注文に対しては、当該注文内容の確認のために、商品購入にかかるすべての金額明細、注文額、消費税および地方消費税、注文総額、支払方法等必要な事項を当該通知に記載するものとします。
6. サプライヤーは、販売商品ページ及び注文確定時に運賃等を含めた支払総額がわかるように登録・入力をするものとします。
7. サプライヤーは、商品の出荷準備完了後または出荷完了後ただちにその旨をバイヤーに対し通知するものとし、当該商品を出荷した時点でサプライヤーとバイヤーの売買契約が成立するものとします。
8. サプライヤーは、商品の販売条件に従い、商品を購入したバイヤーに対し、商品の売主としての義務を誠実に履行しなければなりません。
9. サプライヤーは、本契約の終了後といえども、バイヤーとの間で成立した売買契約に基づく債務の履行に関して、全責任を負うものとします。

第10条（決済手段）

1. サプライヤーが、バイヤーに提供する決済手段は以下の各号および当社が別途提示する決済手段に限るものとします。
 - (1) BTOB 決済サービス
 - ① BTOB 決済サービスとは、売買契約に基づき注文総額を決済する、GMO ペイメントゲートウェイ株式会社（以下「GMO」といいます）提供のクレジット決済及び BTOB 後払い決済をいい、当社指定の収納代行会社である株式会社ビービーエフ（住所：東京都千代田区内幸町一丁目3番2号、以下「当社指定収納代行会社」といいます）が GMO との間で締結する決済サービスに関する加盟店契約に基づき当該サービスを提供します。
 - ② クレジット決済とは、注文総額をクレジットカード会社が決済し、GMO がサプライヤーに代理して当該注文総額を受領するサービスです。
 - ③ BTOB後払い決済とは、ラクーンが提供する「Paid」を利用するもので、ラクーンがサプライヤーとバイヤー間の売買契約に基づく売掛債権を譲受け、当該売掛債権に基づく注文総額を回収し、GMO がサプライヤーに代理して当該注文総額を受領するサービスです。
 - ④ クレジットカード会社またはラクーンがバイヤーから注文総額を受領した時点で、サプライヤーおよびバイヤー間の売買契約に基づくバイヤーの支払債務の弁済は完了します。

(2) 代金引換

(3) 直接決済

2. サプライヤーは、BTOB 決済サービスを利用する場合、当社指定収納代行会社および GMO に対して、商品の取引に係る BTOB 決済サービスによる決済代金額（以下「BTOB 決済代金」といいます）の代理受領権限を付与するものとします。さらに、サプライヤーは、BTOB 決済サービスに関し、必要となる場合には、サプライヤーとバイヤー間の売買契約に基づく売掛債権をラクーンに譲渡することに同意します。なお、BTOB 決済サービスの利用に関する対価（以下「決済手数料」といいます）はサプライヤーが負担するものとし、決済手数料は Foodlive 上に掲載します。
3. サプライヤーは、売買契約に基づく売掛債権をラクーン以外の第三者に譲渡することはできません。
4. サプライヤーは、自らの費用と責任において、バイヤーとの決済手段として代金引換および直接決済を提供するものとします。なお、代金引換はサプライヤーの指定する収納代行会社にバイヤーが注文総額を支払った時点で売買契約に基づくバイヤーの支払債務の弁済は完了します。

第11条（サービス利用料）

1. サプライヤーは、Foodlive 上へ売場を出店するにあたり、以下のサービス利用料を当社に支払うものとします。
 - (1) サービス利用料
当月に納品した商品の販売額、送料および代金引換に係る代引手数料に、4%を乗じた金額。但し、納品日が Foodlive 上で確定できない場合は出荷日に2日を加算した日を納品日とみなすものとします。
2. サプライヤーは、前項に基づき支払うサービス利用料に、消費税および地方消費税を加算して、当月末日締めで、当社の指定する方法で当社の指定する期日までに当社に支払うものとします。
3. 前項の定めにかかわらず、当社が、サービス利用料の支払方法としてラクーンの Paid を利用して支払う方法を指定したときは、サプライヤーは事前にラクーンの Paid メンバー用利用規約に同意の上、Paid メンバーになる必要があります。Paid メンバーの利用申込みその他の事務手続は当社が代行します。なお、Paid の利用申込みにあたり、ラクーンより Paid の利用を拒否されることがあることを、サプライヤーはあらかじめ同意します。
4. ラクーンがサプライヤーによる Paid の利用申込みを承諾したときは、サプライヤーは、ラクーンにサービス利用料債権を譲渡することを承諾します。この場合、サプライヤーは、ラクーン所定の期日までにサービス利用料をラクーンに支払うものとします。なお、サプライヤーがラクーンにサービス利用料を支払ったときにサプライヤーの当社に対するサービス利用料支払債務の弁済は完了するものとします。
5. サプライヤーのサービス利用料について、何らかの理由により Paid での支払いができない場合は、サプライヤーは遅滞なく当社の指定する方法で支払いを行うものとします。
6. サービス利用料の支払に要する費用はサプライヤーの負担とします。また、当社は、サプライヤーに事前に通知して、サービス利用料の支払方法を変更することができるものとします。

第12条（BTOB 決済代金の支払）

1. 当社は、当社指定収納代行会社をして、当社指定収納代行会社が代理受領した、当月（1日から末日まで）の BTOB 決済代金から決済手数料ならびにこれに係る消費税等相当額を控除して相殺した後の残額（以下「BTOB 決済引渡金」といいます）を翌月末日までにサプライヤーに支払うものとします。当月の BTOB 決済代金は、サプライヤーが商品をバイヤーに納品した日、納品日が確定できない場合は出荷日より2日が経過した時点をもって、確定します。
2. 当社は、当社指定収納代行会社をして、以下の場合、サプライヤーに対して、BTOB 決済引渡金の返還を請求することができるものとし、当社または当社指定収納代行会社がかかる請求をした場合、サプライヤーは、当社指定収納代行会社に対し、直ちに請求額を現金で返還するものとします。返還にかかる振込手数料の費用はサプライヤーの負担とします。
 - (1) 第三者によるなりすまし等の商品の売買に不正な行為があった場合
 - (2) GMO が当社指定収納代行会社との間で締結する BTOB 決済サービスに関する加盟店契約に基づき、当社指定収納代行会社に対して支払済みの BTOB 決済引渡金の返還を求めた場合
3. サプライヤーは、バイヤーとの取引に関する一切の事項（商品の出品、注文の承認、売買条件の交渉、商品の発送、納品時及び納品後の数量過不足、商品違い、商品の瑕疵担保責任、売買契約の取消・解除、商品の返品・注文総額の返金等を含みますがこれに限りません。）について責任を負うものとします。注文総額、サービス利用料の実績修正、返金等は当社および当社指定収納代行会社は行わないものとします。また、返品についても同様とします。

第13条（帳簿の保存）

1. サプライヤーは、商品を購入したバイヤー、購入された商品、注文個数などの売買契約の成立を証する記録、商品発送簿その他の当社所定のデータまたは資料（以下「取引関連データ等」といいます）を作成し、本契約期間中および本契約期間終了後7年間はサプライヤーの事務所に保存するものとします。
2. サプライヤーは、当社から要求を受けた場合、取引関連データ等を当社に対して直ちに開示するものとします。
3. 前項の開覧の結果、当社が実際に支払われたサービス利用料よりも支払われるべきサービス利用料が多いことを発見した場合、サプライヤーは直ちに差額および当社が確認に要した費用を当社に支払わなければなりません。

第14条（遅延利息）

サプライヤーが当社に対して負担する金銭債務の支払を遅延した場合、サプライヤーは、支払期日の翌日から完済の日までの遅延損害金を年 14.6%の割合によって、当社に支払うものとします。

第15条（商品の情報の変更削除義務）

1. サプライヤーは、次の各号の一に該当する場合、直ちに商品の情報を変更または削除しなければなりません。
 - (1) 商品の情報に誤りまたは変更すべき内容がある場合
 - (2) 商品の情報が本規約または法令等に違反する場合
 - (3) サプライヤーが商品の情報または商品について行政指導または行政処分を受けた場合
 - (4) 第三者がサプライヤーの商品と同一の商品または役務について行政指導または行政処分を受けた場合
 - (5) 前四号に定める場合の他、合理的理由に基づき、第三者より商品につき特許権、意匠権、商標権その他の権利侵害のクレーム（損害賠償請求、使用差止請求などの内容の如何を問わず、また、訴訟提起の有無を問いません。以下同じ）が当社に対しなされた場合、その他商品または商品の情報に重大な問題があると当社が判断した場合
2. 前項に基づき変更または削除すべき原因が、商品の販売条件または売場の運営に重大な影響を及ぼすものである場合、サプライヤーは、当該原因を発見後、直ちにその旨を当社に書面または電子メールにて通知するものとします。
3. 当社が、サプライヤーに対して、第1項各号のいずれかに該当するおそれがあるとして詳細な調査を求めた場合、サプライヤーは速やかに回答するものとし、当社よりその改善を求められた場合、合理的範囲内でそれに協力するものとします。

第16条（商品の確保等）

1. サプライヤーは、商品が確保できていない場合、商品を適法に利用するために必要な権利を移転できない場合、当該商品を出品してはなりません。なお、出品した商品については、過去の注文情報等を勘案し適正な在庫を確保するよう努めるものとします。
2. サプライヤーは、前項の事由が商品の出品後に生じた場合、商品の情報を直ちに削除するなど、バイヤーに迷惑をかけないようにするものとします。

第17条（クレーム対応等）

1. サプライヤーはバイヤーからの問い合わせに対する社内体制を自らの責任と費用で整備の上、当該問い合わせ（当社からの問い合わせを含む）に適切に対応するものとし、かつ当社および Foodlive のブランド・信用を毀損しないものとします。なお、当社が問い合わせ対応に関する基準を定めた場合、サプライヤーは合理的範囲内でこれに従うものとします。
2. サプライヤーは、サプライヤーまたは商品に関連して、バイヤーまたは第三者からクレームを受けた場合、自らの責任と費用において対応し解決を図るものとし、クレームの再発防止のために必要な措置を講じなければなりません。

3. サプライヤーは、前項のクレームを解決するにあたって、バイヤーまたは第三者の意向を十分尊重して速やかに対応するとともに、その経過を当社に対して報告するものとします。また、サプライヤーが前項のクレーム対応上、バイヤーへ通知またはプレスリリースなどを行う場合には、事前に当社にその内容を通知するものとします。
4. サプライヤーは、サプライヤーまたは商品に関連して、当社がバイヤーまたは第三者からクレームを受けた場合、当社の責に帰すべき事由がある場合を除き、本契約期間中はもとより本契約終了後においても、自己の責任と費用でこれを解決するものとし、当社にいかなる迷惑もかけないものとします。当社が損害を被ったときには、サプライヤーはその損害を賠償するものとします。

第18条（法令等の遵守事項）

1. サプライヤーは、法令等を遵守し、また、商品を販売するための必要な許認可や承諾を、自らの責任と費用で取得し、本契約の有効期間中これを適法に維持・更新しなければなりません。
2. サプライヤーは、商品の品質、機能、安全性、警告表示および取扱説明書の記載に誤りや過不足がないよう万全の注意を払わなければならない、監督官庁または業界団体から商品のリコールや自主規制が要請された場合、速やかにこれに応じ、当社に報告するものとします。
3. サプライヤーは、当社より請求を受けた場合、サプライヤーが本規約または法令等を遵守しているかを当社が判断するために必要な情報を速やかに提出するものとします。
4. サプライヤーは、売場の運営に関連して、バイヤー、当社または第三者に被害が生じ、当社がサプライヤーに対し所管の警察署へ被害届の提出を要請した場合、可能な限りこれに協力するものとします。
5. サプライヤーは、当社がサプライヤー情報もしくはサプライヤーによる商品の販売方法が本規約および法令等に違反しているもしくはそのおそれがあると判断し、またはサプライヤーのバイヤー対応もしくは商品がFoodliveにふさわしくないと判断して、サプライヤーにその是正を求めたときは、速やかに是正するものとします。

第19条（サプライヤーの情報管理）

1. 当社およびサプライヤーは、注文情報およびバイヤーの個人情報を当社およびサプライヤーがそれぞれ取得し、管理することを相互に確認するものとします。
2. サプライヤーは、注文情報およびバイヤーの個人情報を、法令等に従い適法に取り扱うものとし、第三者に漏えい、滅失または毀損（以下「漏えい等」といいます）してはならず、また、バイヤーに対してあらかじめ明示した目的以外で利用してはなりません。また、サプライヤーは、サプライヤーのプライバシーポリシーを売場に明示しなければなりません。
3. サプライヤーは、注文情報およびバイヤーの個人情報を漏えい等しないように、必要なセキュリティ保護を自らの費用と責任で行わなければならないものとします。

4. サプライヤーは、サプライヤーまたはサプライヤーの委託先から注文情報またはバイヤーの個人情報が第三者に漏えい等した場合、自らの費用と責任でこれに対処しなければなりません。
5. 前項の場合、サプライヤーは流出の事実を直ちに当社に報告の上、漏えい等が発生した原因を詳細に調査し、有効かつ十分な再発防止策を策定、実施するものとします。また、当該再発防止策の策定、実施後直ちに当社に書面にて再発防止策の内容を報告するものとします。
6. 当社は、サプライヤーが報告した再発防止策の内容が不十分であると認めた場合、その他当社が必要と認める場合、サプライヤーに当該再発防止策の改善の要求その他必要な措置、指導を行うことができるものとし、サプライヤーはこれに従うものとします。
7. サプライヤーは、サプライヤーの責に帰すべき事由により、注文情報またはバイヤーの個人情報の漏えい等または目的外利用によって当社またはバイヤーに損害が発生した場合、当該損害を賠償する責任を負います。

第20条（当社の情報管理）

1. 当社は、商品販売情報を、当社の定める基準に従い、厳正に取り扱うものとします。
2. 当社は、当社が取得するサプライヤーの担当者名等のサプライヤー情報を、当社の定めるプライバシーポリシーに基づき取り扱うものとし、サプライヤーはこれに同意するとともに、サプライヤー情報に含まれる個人情報を当社に開示することについて当該個人から事前に同意を得ていることを保証するものとします。

第21条（サプライヤー情報の扱い）

1. 当社およびサプライヤーは、サプライヤー情報に含まれる著作物の著作権はサプライヤーまたはサプライヤーに対する権利許諾元に帰属することならびに Foodlive および Foodlive 上の表示等の著作物（サプライヤー情報に含まれる著作物は除きます）に関する権利は当社または当社に対する権利許諾元に帰属することを確認します。ただし、これにより各当事者が従来から保有していた権利の帰属は何ら影響を受けません。
2. サプライヤーは、サプライヤー情報が第三者の商標権、著作権、肖像権、パブリシティ権等の権利を侵害しないことを保証し、第三者より当社に対し当該サプライヤー情報について権利侵害等のクレームがされた場合、サプライヤーが自己の責任と費用において解決し、当社に迷惑をかけないものとします。
3. サプライヤーは、当社に対し、次の各号に定める事項を許諾し、または許諾するために必要な権利を自らの費用と責任において権利者から取得します。
 - (1) サプライヤー情報を、サプライヤーおよびサプライヤーの商品のプロモーションならびに Foodlive の紹介を目的として利用すること。
 - (2) 前号に必要な最小限の範囲で複製・改変を行うことまたは第三者に行わせること。

4. 当社は、新聞、雑誌、ウェブサイト等の媒体に対してFoodliveに関する記事を掲載等することを許諾することができるものとします。この場合、当該記事掲載等の内容に、売場が含まれる場合があることをサプライヤーはあらかじめ承諾するものとします。

第22条（反社会的勢力との取引拒絶）

1. 当社およびサプライヤーは、自己および自己の親会社、子会社等の関連会社ならびにそれらの役員、従業員等（以下あわせて「自己等」といいます）が、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団員および暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者
- (3) 暴力団準構成員
- (4) 暴力団関係企業
- (5) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- (6) 前各号の共生者
- (7) その他前各号に準ずる者

2. 当社およびサプライヤーは、自己等が自らまたは第三者を利用して、相手方、バイヤーその他の第三者に対し、次の各号事由に該当する行為を行わないことを確約するものとします。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用いもしくは威力を用いて第三者の信用を毀損し、またはその業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

3. 当社およびサプライヤーは、相手方が第1項または前項に違反している疑いがあると判断した場合、直ちに本契約および当社とサプライヤー間に存在する他の契約の全部もしくは一部の履行を停止しまたは本契約を解除できるものとします。

4. 第36条（契約解除）第3項および第6項の規定は、前項により本契約を解除した場合に準用します。

第23条（代理行為等の禁止）

1. 当社は、サプライヤーに対し、本契約の締結により、いかなる代理権も付与しません。サプライヤーは、当社を代理する旨の表示または当社もしくは当社の代理人であると誤認させるおそれがある表示をしてはなりません。
2. 当社は、本契約により、当社が保有する商標、ロゴマーク、サービスマーク、その他の標章等（以下総称して「当社のサービスマーク」といいます）を使用して営業または事業を行うことをサプライヤーに許諾するものではありません。

ません。サプライヤーは、当社のサービスマークの使用の許諾を受けている旨を表示してはならず、また当社自身が営業もしくは事業を行っている、または当社のサービスマークの使用の許諾を受けて営業もしくは事業を行っているとの誤認させるような外観を表示してはなりません。

3. サプライヤーは、当社の名義を付したパンフレット等を作成し、または当社の書面による承諾なく当社のサービスマークを使用してはなりません。

第24条（委託）

1. サプライヤーは、自己の責任と管理の下、本規約においてサプライヤーが負う義務と同等の義務を書面により課すことを条件として、売場の作成や運営などを第三者に対して委託することができるものとします。ただし、サプライヤーは、当該委託を行う場合は当社の求めに応じ、当該第三者および委託内容等を書面にて通知するものとし、当該第三者の行為およびそれにより生じた結果のすべてについて、当社およびバイヤーに対し責任を負うものとします。
2. 当社は、当社の自己の責任と管理の下、本規約において当社が負うのと同様の義務を課すことを条件として、当社の業務を第三者に委託し、必要な範囲において、商品販売情報（注文情報およびサプライヤー情報に含まれる個人情報を含みます）、秘密情報および本契約の締結または履行の過程において知り得たサプライヤーに関連する情報を、当該第三者（当該第三者が更に第三者に委託した場合にはその末端までの委託先を含みます。以下本項において同じ。）に開示することができるものとします。なお、当社は、当該第三者による委託業務の遂行によってサプライヤーに損害が発生した場合、本規約に定める範囲で、当該損害を賠償します。

第25条（資料提供等）

1. サプライヤーは、当社から Foodlive の運営のために必要な情報、資料の提供を求められた場合、これに応じるものとします。
2. 当社は、必要に応じてサプライヤーの事業所内に立ち入り、サプライヤーの本規約の遵守状況を確認することができるものとします。

第26条（休店等）

1. 当社は、第27条（本サービスの中断）第2項の他、サプライヤー情報またはサプライヤーによる商品の販売方法等が Foodlive にふさわしくないと当社が判断した場合、サプライヤー情報の削除、売場の非公開（以下「休店」といいます）その他当社が必要と判断する措置を取ることができるものとします。
2. サプライヤーは、商品の在庫状況、売場の修正その他必要がある場合、当社と事前に協議の上、休店することができるものとします。

第27条（本サービスの中断）

1. 天災地変、戦争、内乱、暴動、停電、通信設備の事故、通信事業者の役務提供の停止または緊急メンテナンスの実施、内外法令の制定・改廃、公権力による命令・処分・指導その他当社の責に帰することのできない事由により本サービスの全部または一部の履行を遅滞し、または履行できなかった場合、当社は当該履行遅滞および履行不能について責任を負わず、本契約上の義務を免除されるものとします。
2. 当社は、次の各号の一に該当する場合、サプライヤーに何らの通知、催告をすることなく本サービスの全部または一部を停止、休店その他当社が必要と判断する措置をとることができるものとします。
 - (1) サプライヤー情報またはサプライヤーによる商品の販売方法が、本規約および法令等に合致しない場合もしくはそのおそれがある場合
 - (2) 当社にバイヤーからサプライヤーまたはサプライヤーの商品に対するクレームが寄せられるなど、サプライヤーのバイヤー対応もしくは商品がFoodliveにふさわしくない、またはサプライヤーによる本サービスの利用が不適当と当社が判断した場合
 - (3) サプライヤーまたはその代表者の本規約違反または法令等違反につき調査の必要が生じた場合
 - (4) サプライヤーまたはその代表者の所在または生死につき調査の必要が生じた場合
 - (5) サプライヤーが当社もしくはバイヤーに対して負う義務を履行しない場合、またはそのおそれがあると当社が判断した場合
 - (6) サプライヤーの行為がバイヤーの生命、身体、名誉もしくは財産に被害を及ぼした場合、またはそのおそれがあると当社が判断した場合
 - (7) その他、第36条（契約解除）第2項各号に定める事由が発生するおそれがあると当社が判断した場合
3. 当社は、次の各号の一に該当する事由が発生した場合、サプライヤーに事前に通知の上、本サービスの全部または一部を停止することができるものとします。ただし、緊急を要する場合は事前の通知を必要としないものとします。
 - (1) 本サービスおよびFoodliveを維持するための保守点検などの作業を定期的または緊急に行う場合
 - (2) 本サービスを提供するシステムに故障などが発生した場合
 - (3) 火災・停電・通信回線の事故または天災地変などにより、本サービスを提供できなくなった場合
 - (4) その他本サービスおよびFoodliveの運用上または技術上当社が必要と判断した場合
4. 当社は、前各項に定める事由のいずれかにより、本サービスを利用できなかったことに関してサプライヤー、バイヤーその他の第三者が損害を被った場合であっても、一切の責任を負わないものとします。バイヤーその他の第三者から損害賠償請求または苦情の申し出があったときは、サプライヤーがその責任と費用で対処するものとします。

第28条（本サービスの変更等）

1. 当社は、本サービスのバージョンアップ、不具合の修正等、本サービスの提供に必要な範囲で、サプライヤーに告知することなく、本サービスの全部または一部の内容を変更することができるものとします。ただし、サプライヤーに重大な影響を及ぼす場合には、当社はサプライヤーに通知するものとします。
2. 当社は、Foodlive の表示方法、カテゴリー構成等の内容を、サプライヤーに告知することなく、変更することができるものとします。ただし、サプライヤーに重大な影響を及ぼす場合には、当社はサプライヤーに通知を行うものとします。

第29条（保証の範囲）

1. 当社は、本サービスおよび本サービスを提供するための当社のシステムを、当社がその時点で保有している状態でサプライヤーに提供し、サプライヤーの意図する目的、要求もしくは利用態様に適合することまたはバグなどの不具合が一切ないことを保証いたしません。
2. 当社は、本サービスおよび本サービスを提供するための当社のシステムについてバグ等の不具合を修正、改良等する義務を負うものではありません。ただし、当社は、当該不具合を改善するよう努めるものとします。
3. サプライヤーがダウンロード、その他の方法で当社サーバーから取得したすべての情報は、サプライヤー自身の責任において利用するものとし、当該情報をダウンロードしたことに起因して発生したコンピュータ・システムの障害、その他の損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。
4. サプライヤーは、商品販売情報等の情報について、サプライヤーの費用と責任においてバックアップを取るものとし、当社は、本サービスの不具合によりこれらの情報が喪失したことによる損害について、一切の責任を負わないものとします。

第30条（当社の損害賠償）

本サービスの利用によりサプライヤーに損害が発生した場合においても、当社はサプライヤーに対し当該損害を賠償する責任を一切負わないものとします。

第31条（当社とバイヤーの関係）

1. サプライヤーは、バイヤーに提供した商品の販売、引渡、品質、保守、修理、アフターサービス、欠陥等に関して、第三者が当社に対して責任を追及したために当社が防御費用（弁護士報酬および訴訟費用を含む。）、損害賠償金の支払、和解金の支払その他の損害を被りまたは費用の支出をしたときは、直ちに、当社の損害および支出した費用を賠償するものとします。
2. サプライヤーは商品の提供に関し、サプライヤーとバイヤーとの間で紛争が発生した場合（バイヤーに対して提供した商品の品質不良、瑕疵、運送中の破損、数量不足、品違いその他原因を問わない。）、直ちに当社に対し、その旨通知し、当該紛争について自己の責任により誠実にかつ遅滞なくこれを解決し、その解決につき報告するものとし

ます。また、バイヤーが当社に対して責任を追及したために当社が防御費用（弁護士報酬および訴訟費用を含む）、損害賠償金の支払、和解金の支払その他の損害を被りまたは費用の支出をしたときは、直ちに、当社の損害および支出した費用を賠償します。

3. サプライヤーは、前各項の紛争の内容により、当社から商品の変更、販売方法、運送方法についての改善の申入れを受けたときは、サプライヤーはこれに従い改善を行うものとします。
4. 当社は、理由のいかんを問わず、サプライヤーとバイヤーとの間の取引に関し、バイヤーその他第三者に対してはなんら責任を負わないものとします。
5. 第1項および第2項に定めるほか、サプライヤーとバイヤーとの取引に関し、バイヤーその他第三者が当社に対して責任を追及したために当社が防御費用（弁護士報酬および訴訟費用を含む）、損害賠償金の支払、和解金の支払その他の損害を被りまたは費用の支出をしたときは、サプライヤーは、直ちに、当社の損害および支出した費用を賠償するものとします。

第32条（権利譲渡禁止）

1. サプライヤーは、本契約に基づく権利義務その他本契約上の地位を、その一部か全部かを問わず、第三者に譲渡または移転できないものとします。ただし、事前に当社が書面で承諾した場合はこの限りではありません。
2. 当社は、Foodlive および本サービスにかかる事業を他社に譲渡した場合には、当該事業譲渡に伴い本契約上の地位、本契約に基づく権利および義務ならびに商品販売情報その他の情報を当該事業譲渡の譲受人に譲渡することができるものとし、サプライヤーは本項に基づく本契約上の地位、本契約に基づく権利および義務ならびに商品販売情報その他の情報の譲渡につき本項においてあらかじめ同意します。

第33条（秘密保持）

1. 当社およびサプライヤーは、本契約の内容ならびに本契約を通じて知り得た相手方の情報であって、開示にあたり相手方が秘密である旨を明示した情報（以下「秘密情報」といいます）を、本契約の有効期間中および本契約終了後2年間秘密として保持し、相手方の書面による事前の承諾なしに第三者に開示、提供、漏えいし、本契約の履行目的以外の目的に使用してはなりません。ただし、法令上の強制力を伴う開示請求が公的機関よりなされた場合には、その請求に応じる限りにおいて、開示者への速やかな通知を行うことを条件として、開示することができるものとします。
2. 前項の定めにかかわらず、次の各号の一に該当する情報は秘密情報に含まれないものとします。
 - (1) 開示の時点で既に被開示者が保有していた情報
 - (2) 秘密情報によらず被開示者が独自に生成した情報
 - (3) 開示の時点で公知の情報
 - (4) 開示後に被開示者の責に帰すべき事由によらずに公知となった情報

第34条（有効期間）

1. 本契約は、第2条（本契約の成立および出店審査）第3項に定める契約成立の日より効力を生じ、当該契約日の直後に到来する3月31日までとします。
2. 前項の定めにかかわらず、契約期間満了日の2ヶ月前までに、いずれかの当事者より期間満了日をもって本契約を終了する旨の通知がなされない限り、本契約は自動的に1年間更新されるものとし、以後も同様とします。

第35条（退会）

当社およびサプライヤーは、中途解約または期間満了に伴う契約終了（以下「退会」といいます）を希望する場合、その旨を当社所定の方法により相手方に通知することにより、通知日の翌々月末日をもって解約または退会することができるものとします。

第36条（契約解除）

1. 当社およびサプライヤーは、相手方が本規約に定める義務の全部または一部に違反し、相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、相手方が当該期間内に是正または履行しない場合、本契約および当社とサプライヤーの間の他の契約の全部または一部につき、何らの責任を負うことなく、その履行を停止し、または本契約を解除することができるものとします。
2. 当社およびサプライヤーは、相手方が次の各号の一に該当する場合（ただし、相手方が当社である場合には第1号ないし第8号または第14号の一に該当する場合に限り）、何らの通知、催告なしに、直ちに本契約の全部または一部につき、何らの責任を負うことなく、その履行を停止し、または本契約を解除することができるものとします。
 - (1) 前項の定めにかかわらず、本規約に即時に契約解除できるとの定めがあるとき。
 - (2) サプライヤーによる本規約違反が重大であり、本契約を継続することが不相当と当社が判断したとき。
 - (3) サプライヤーが当社とサプライヤーとの間の他の契約に定める義務の全部または一部に違反し、当該他の契約の全部または一部につき、その履行を停止され、または契約を解除されたとき。
 - (4) 財産または信用状態の悪化等により、差押え、仮差押え、仮処分、強制執行もしくは競売の申立があったときまたは租税公課を滞納し督促を受けたとき。
 - (5) 監督官庁から営業停止または営業免許もしくは営業登録の取消の処分を受けたとき。
 - (6) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他法的倒産手続開始の申立があったときまたは解散（法令に基づく解散も含みます）、清算もしくは私的整理の手続に入ったとき。
 - (7) 資本減少、事業の廃止、休止、変更または事業の全部もしくは重要な一部の譲渡の決議をしたとき。

- (8) 手形または小切手を不渡とし、その他支払不能または支払停止状態となったとき、または信用状態が悪化したと当社が判断したとき。
 - (9) 商品や販売方法等に関し、関係官庁等による注意または勧告を受けたとき
 - (10) 商品や販売方法等に関し、第三者から権利侵害のクレームを受けたり公序良俗に反したりするなど、本サービスの利用を当社がふさわしくないと判断したとき。
 - (11) 当社の信用を毀損する、またはそのおそれがあると当社が判断したとき。
 - (12) サプライヤーが、本規約に定める支払期日に支払を遅延したとき。
 - (13) 主要な株主または経営陣の変更がなされ、本契約を継続することが不適当と当社が判断したとき。
 - (14) 法令等に違反したとき。
 - (15) その他、合理的理由に基づき本契約を継続できないと当社が判断したとき。
3. 当社およびサプライヤーは、自己が第1項または前項各号の一に該当する場合（ただし、自己が当社である場合には第1項または前項第1号ないし第8号もしくは第14号に該当する場合に限ります）、相手方に対するすべての債務（本契約による債務に限定されません）について、当然に期限の利益を失い、直ちに債務全額を現金にて当該相手方に支払わなければならないものとします。この場合、当該相手方は別途通知することなく、当該相手方が当社またはサプライヤーに対して有する債権と当社またはサプライヤーが当該相手方に対して有する債権とを対当額にて相殺することができるものとします。
4. 本条に基づく契約の解除は、解除権行使者による損害賠償の請求を妨げないものとします。
5. 当社は、当社指定収納代行会社と当社間の平成30年3月1日付「業務提携契約書」が解除または終了したときは、いつでもサプライヤーに通知することにより、サプライヤーに何ら責任または義務を負うことなく、ただちに本契約を解除することができるものとします。
6. 第1項、第2項または前項により本契約が終了した場合でも、当社およびサプライヤーは、相手方に対し、設備投資、費用負担、逸失利益その他相手方に生じた損害につき一切責任を負わないものとします。

第37条（契約終了時の処理）

- 1. 当社は、本契約が終了した場合、サプライヤー情報を含むサプライヤーに関連するすべての情報を削除することができるものとします。ただし、当社は、本契約が終了した後も、法令等の定めに基づき、サプライヤー情報および商品販売情報等トランザクションデータ（受注、出荷および納品等に係るデータ等）は、引き続き、保有することができるものとし、サプライヤーはこれを承諾するものとします。
- 2. サプライヤーは、本契約が終了したときは、本サービスの利用に関する一切の権利を失うものとします。ただし、本契約終了日までにバイヤーが商品の注文をしている場合には、商品に関する売買契約は、当事者間において、なんら影響を受けることなく有効に存続するものとし、当社は、これに必要な範囲で本サービスの提供を継続するものとします。

3. 本契約終了時に本契約に基づく未履行の債務がある場合には、当該債務についてはその履行が完了するまで本契約が適用されます。
4. 本契約終了後も、第9条（サプライヤーの義務）第7項および第8項、第33条（秘密保持）、本条（契約終了時の処理）、第39条（協議）、第40条（合意管轄）ならびに第41条（準拠法）の各規定については、その効力が存続するものとします。

第38条（変更）

当社は、本規約の変更をするときは、その効力発生時期を定め、かつ、本規約を変更する旨および変更後の本規約の内容ならびにその効力発生時期を Foodlive 上への掲載その他の適切な方法によりサプライヤーに周知するものとします。

第39条（協議）

本規約に定めのない事項または本規約の解釈に生じた疑義について、当社およびサプライヤーは、誠実に協議して解決を図るものとします。

第40条（合意管轄）

本契約に関する訴訟については、訴額に応じ東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第41条（準拠法）

本契約の成立、効力、履行および解釈については日本法に準拠するものとします。

2018年11月1日 制定